

平成26年度 特定(産業別)最低賃金適用使用者数及び適用労働者数

産業名	産業分類番号	特定(産業別)適用使用者数	特定(産業別)適用労働者数	備考
鉄鋼業	E22	410	12,165	
はん用機械器具、生産用機械器具製造業	E252、2531、2532の一部、2533、2534、 2596、2621の一部、2652、2693	1,286	16,320	
		1,286	16,320	平成25年度申出条件による。
業務用機械器具、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業	E273、274、2751、2752の一部、2814、 2832、291、2922、2929、293、2942、296、 297、3011、3012、3013、302、303、3231の 一部、3297	4,498	140,019	
電気機械器具、情報通信機械器具製造業	E2814、2832、291、2922、2929、293、 2942、296、297、3011、3012、3013、302、 303	2,756	110,550	平成25年度申出条件による。
自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、 船用機関製造業、航空機・同附属品製造業	E310、E311、E313、E314	731	27,582	
		731	27,533	平成25年度申出条件による。
出版業	G410、G414	2,506	45,963	
各種商品小売業	I56	419	69,109	

資料出所:平成21年事業所・企業統計調査報告に基づく都道府県・産業・常雇規模別事業所数及び労働者数リスト

注:各産業共通のものとして、それぞれ、当該産業を行う事業所の管理、補助的経済活動を行う事業所、及び、管理する全子会社の主要な産業が当該産業である純粋持株会社(L7982)が適用対象業種となる。